

吹田民主商工会 いんぷお めしよん



吹田市川園町20-1
TEL (06) 63383-2211
FAX (06) 63382-8190
<http://www.suita-minsyou.com>
main@suita-minsyou.com

拡大統一行動 新設法人に訪問活動

4月7日に拡大統一行動を行いました。インボイスのため法人設立による消費税の免税期間を使つての節税がでさなくなりましたが、2割特例は適用できるため節税の最後の機会ということもあり法人設立が増えていきます。設立されて1年以内の株式会社や合同会社のリストを作つて訪問。事務所などが多いことから対面して話すことはできないことを前提に、民商の活動案内や商工新聞の見本誌を封筒に入れて投函して回りました。外から見てもわからない一戸建て住宅やマンションを本店所在地にしている会社も多く、江坂ではデスクだけのスモールオフィスが少なくとも3か所あることもわかりました。

定額減税について

今年6月の従業員や会社役員からの給与から源泉する所得税や住民税の徴収事務にご注意ください。
所得税の取り扱い

今年6月以降の源泉徴収から適用されます。6月分の源泉徴収税額から順次控除され、適用される金額分に到達するまで源泉徴収が発生しません。

住民税の定額減税

給与の特別徴収は今年6月分が発生しません。7月から翌年3月までの11か月で定額減税分が控除された住民税を11分割されて徴収されます。公的年金からの特別徴収は今年10月支給分から控除され、控除しきれない場合は12月分以降が順次控除されます。減税の対象は所得割分のみです。均等割や森林環境税は対象にはなりません。

伝言板

吹田民主商工会第61回定期総会

吹田商工協同組合第49回定期総代会

日時 6月28日(金) 19時00分(開場18時30分)

場所 吹田民商会館

代議員は各支部の定期総会で行ないます。参加していただける方は支部役員会にご連絡ください。

無料法律相談

4月18日(木) 13時00分 民商会館

北大阪総合法律事務所の出張相談会です。相談を希望される方は必ず予約のご連絡をお願いします。

パソコン記帳講習会 4月19日(金) 19時00分

参加される方は市販の会計ソフト(弥生会計アプリ版)をインストールしたノートパソコンを持参してください。

定額減税と電子帳簿保存法の対策交流会

4月22日(月) 14時00分 4月23日(火) 10時00分
4月26日(金) 19時00分

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民と一緒！

資金繰り・融資制度の案内

コロナ資金繰り支援 6月末まで延長

政府は民間ゼロゼロ融資の返済開始の最後のピーク(本年4月)に万全を期すため、コロナ資金繰り支援を本年6月末まで延長することとしました。信用保証制度のコロナセーフティネット保証4号(借換目的のみ)とコロナ借換保証、日本政策金融公庫のコロナ特別貸付(借換目的のみ)が対象です。

大阪保証協会 事業者選択型経営者保証非提供制度

大阪保証協会が法人企業を対象とした、経営者保証を不要とする保証制度の取り扱いを始めます。保証料が上乗せ(0.25%もしくは0.45%)になりますが、上乗せ分の一部は国から補助があります。

要件として過去2年間決算書等を申込金融機関に提出していること、直前の決算で代表者などに貸付金等の金銭債権がなく、役員報酬、賞与、配当など金銭の支払いが社会通念上相当と認められる額を超えていない必要があります。加えて直前決算で債務超過でない、もしくは直前2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと、どちらかを満たしていなければなりません。また継続して申込金融機関への決算書の提出および代表者等への貸付金等を行わないことや役員報酬が社会通念上適切な範囲内を超えないことの誓約が求められます。

労働保険の加入手続きを

労働保険は労災保険と雇用保険の二つの保険を合わせた総称です。従業員が一人でもいれば雇用形態を問わず労働保険の加入が義務となっています。民商の事務組合で対応できますのでご相談ください。

労災保険

必ず加入することになるのは労災保険です。これは労働者が労働中もしくは通勤中に事故に遭い、受傷した場合に雇用していた事業主が治療費や休業中の賃金の保障をしなければいけません。そのために定められた公的な保険です。事故が発生した際に加入を怠っていた場合でも労災保険による補償は行われます。しかし労働基準監督署は加入を怠っていた事業主に対して、保障した額の全額もしくは一部を徴収します。労災事故で保障が起きる場合は大きな金額になります。

雇用保険

労働者の雇用形態によって加入が必要になるのが雇用保険です。加入要件は1か月以上雇用する見込みであることと、週当たりの労働時間が20時間以上であることとなっています。労働者が自己都合や会社都合で失業した場合や出産や介護などによる休業の場合や、災害や経済危機などによる景気変動などで事業活動を縮小せざるを得ない場合に雇用を維持するための助成制度もあります。